



2025年6月12日

各 位

会社名 株式会社WACUL
代表者名 代表取締役社長 大淵 亮平
(コード番号: 4173 東証グロース市場)
問合せ先 取締役 コーポレート担当 竹本 祐也
(TEL 03-5244-5535)

(開示事項の経過) 臨時株主総会の不開催及び基準日の取消しに関するお知らせ

当社は、2025年5月28日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」にて開示した事項について、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社が、2025年5月28日付で公表いたしました「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」のとおり、株式会社TBSホールディングス(以下「公開買付け」といいます。)は、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)及び本新株予約権(注)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が成立し、かつ、公開買付けが当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を、2025年7月下旬頃を目途に開催することを、当社に要請する予定とのことでした。そのため、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定しておりました。

しかしながら、2025年5月30日付「株式会社TBSホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けの結果並びに親会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」のとおり、本公開買付けの結果、公開買付けの所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、本株式併合は行われないこととなりましたので、本臨時株主総会は開催せず、上記基準日につきましても取り消すことといたしました。

(注)「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称しています。

- ① 2019年5月28日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第2回新株予約権(行使期間は2019年9月1日から2029年8月31日まで)
- ② 2019年5月28日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権(行使期間は2021年5月29日から2029年5月28日まで)
- ③ 2019年10月24日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権(行使期間は2021年10月25日から2029年10月24日まで)
- ④ 2019年10月24日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権(行使期間は2019年12月1日から2029年11月30日まで)
- ⑤ 2022年4月28日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第6回新株予約権(行使期間は2024年4月29日から2032年4月28日まで)
- ⑥ 2023年6月23日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権(行使期間は2025年6月24日から2033年6月23日まで)
- ⑦ 2023年6月23日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第8回新株予約権(行使期間は2025年6月1日から2030年5月31日まで)
- ⑧ 2024年6月27日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第9回新株予約権(行使期間は

2026年6月28日から2034年6月27日まで)

以 上